

# 仕様書

## 1 業務名

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館情報展示コーナー改修業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

なお、令和5年3月10日には同コーナーでの展示準備が可能となるよう、現場の作業を終えること。

## 3 業務実施上の条件

- (1) 博物館等の展示製作・展示整備を経験し、展示整備業務に精通している責任者を配置すること。
- (2) 博物館等の展示制作・展示整備業務に精通し、資料の調査方法や保存・管理などの知識を有する担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び展示制作担当者は、受注者の組織に所属している者であること。
- (4) 責任者は各担当者を兼任しないこと。

## 4 業務内容

発注者が提供する設計図書等に基づき、下記の業務を行う。

### (1) 展示製作・設置等詳細検討

現地調査や発注者との協議などを速やかに行い、設計図書等の確認作業を行う

### (2) 業務日程詳細検討

現場の状況など諸条件を整理して詳細業務日程を検討する。

### (3) 展示物の解体撤去等

ア 現場作業にあたっては仮設間仕切り（防炎シート貼り）、養生の設置及び撤去、場内小運搬、場内片付け清掃、残材処理等を行うこと。

イ 対象となる既存の展示物、備品、内装、設備についての撤去を行う。

ウ 業務実施期間中も通常どおり開館しているため、来館者に配慮すること。

エ 大きな音の出る作業などについては、開館前もしくは閉館後の作業とすること。

### (4) 展示製作設置

ア 展示具・什器製作（スクリーン壁、展示壁、展示ケース、展示台等）

イ 備品（チェアー）

ウ 電気照明設備（照明器具変更及び配線、ライトマネージャー、配線ダクト、シューティング等）

エ 映像音響機器（映像及び音響に係る機器、設置、調整）

※ LANポートは100BASETXを有すること。

※ プロジェクター制御プロトコル PJLink100 に対応すること。

(5) その他業務

上記にかかる作業計画の作成・確認、進捗管理、完了報告等図書類の作成・確認、その他業務履行に必要な全ての業務を行うものとする。

5 業務計画及び報告

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書を提出すること。
- (2) 毎月、業務監理報告書を提出すること。
- (3) 業務の中間時、完了時に検査報告書を提出すること。
- (4) 業務終了時は速やかに業務報告を行うとともに、成果品・業務完了報告書を提出すること。
- (5) 委託契約約款第 1 2 条に定める委託業務実施報告書の提出期限は、業務が完了した日から起算して 10 日目とする。ただし、これらの日が 3 月 31 日を越える場合は、3 月 31 日とする。
- (6) 発注者による検査完了期日（期限）は、業務が完了した日から起算して 20 日目（ただし、実施報告書を受領した日から起算して 10 日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が 3 月 31 日を越える場合は、3 月 31 日とする。

6 成果品の提出

受注者は、業務が完了した時は、遅滞なく以下の成果品を提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 竣工図（展示、内装、設備に係る竣工図） 3 部（正 1 部、副 2 部）
- (2) 内部事務協議の資料、議事録などの記録 2 部（正 1 部、副 1 部）
- (3) 成果品の電子ファイルを格納したデータ一式

7 業務上の留意事項

- (1) 受注者は製作及び設置にあたり、発注者が提供する実施設計図書に基づいて行うこと。また受注者は、監理責任者を配置するとともに展示、内装、電気設備、機械設備の調整業務を行うこと。
- (2) 設計図書等及び詳細検討内容に基づいて的確・適切に製作・整備・設置がなされていることを確認し、問題が生じた場合は直ちに改善の指示を行うこと。
- (3) 設計内容の変更によっては調整を図るとともに、発注者に適宜報告し、必要に応じて協議を行うこと。
- (4) 設計内容の変更によって生じる業務日程の変動等を的確に把握し、発注者及び関係者に適宜報告、指示することによって、履行期間内に業務を完了させること。
- (5) 監理責任者は、業務の監理状況を発注者に業務監理報告書にて毎月定期報告し、要請

があったときには随時報告を行う。なお、業務監理報告書には、実施概況、実施進捗状況の他、指示・承諾事項、検査・確認事項等を記載する。

- (6) 監理責任者は、業務の中間時及び完了時に各種別に検査を行い、検査報告書を提出する。
- (7) 成果品に係る著作権はすべて（著作権法第27条及び第28条に規定された権利も含む。）発注者に帰属する。
- (8) 受注者は、発注者から業務改善を指摘された場合は、協議のうえ速やかに対処すること。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出すること。
- (9) 業務を通じて知り得た機密事項については、第三者に漏洩してはならない。契約期間満了後または契約解除となった場合においても同様とする。
- (10) 本業務の実施にあたっては、発注者と連絡を密にし、十分に安全を確保すること。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに報告し協議を行うこと。

## 8 その他

本仕様書に記載されていない事項あるいは本仕様書について疑義が生じた場合、及び仕様変更の必要が生じた場合は、発注者・受注者協議のうえ、これを定めるものとする。